

移動支援事業の見直しについて

杉並区実行計画に基づき、障害者が地域とつながり、その人らしい暮らしや社会との関わりができるようにするため、移動支援事業の利用者や事業者等の意見を踏まえ、以下のとおり、移動支援事業を見直します。

1 事業の概要

屋外での移動が著しく困難な障害者に対して、余暇活動のための外出や、通学・通所などの際に付き添い、支援をする介助者（ガイドヘルパー）を派遣することにより、地域社会での自立生活及び社会参加を促進する。

2 事業における主な課題

(1) 利用対象の限定

項目	課題
対象者	身体障害者の移動支援利用要件について身体障害者手帳の所持に加え全身性障害がある肢体不自由児者としているが、この利用要件に該当しない身体障害者の中にも移動支援を必要とする者がいる。
対象となる外出	障害者通所施設（生活介護を除く）の利用者については自主通所を前提としていることから、原則として移動支援を認めていないが、高齢により通所が困難な場合は、家族等の支援が必要となり、その負担が増えている。

(2) 担い手の不足

項目	課題
サービス単価	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行のサービス単価は区独自の設定であり、物価変動等に対応したものとなっていない。 ・ 区の移動支援事業のサービス単価は国の「障害福祉サービス（居宅介護）」の単価を下回っているため、事業者においては障害福祉サービス（居宅介護）の利用者を優先する傾向がある。 ・ 1回当たり 30分までの支援では、賃金が低くガイドヘルパーの確保が困難となっている。このため、自ら 1時間分の賃金を負担している事業者があるが、対応できない事業者との格差が生じている。
支給区分	「軽度」に区分される利用者への支援についても他の区分と同様に外出時における専門知識や身体の介護が必要であるため、実態として支援の難易度や労働量に見合わないサービス単価となっている。
ガイドヘルパー	<ul style="list-style-type: none"> ・ 有資格者の採用が難しいため、未資格者や未経験者の資格取得を支援する必要があることが事業者の負担となっている。 ・ 区のガイドラインでは、対象となる移動支援事業者を居宅介護事業者のみとしていることもあり、利用希望が集中している通学や通所の時間帯の利用希望に対応できないことがある。

(3) その他

項目	課題
情報共有等	これまで区と事業者等間で定期的な連絡会の場がなく、情報共有が十分に行われていない。

※利用者・事業者からの主な意見については、別紙「令和 8 年度 移動支援事業の見直しについて」のとおり

3 見直しの概要

(1) 利用対象の拡大

必要な人が必要な時に利用できるようにする。

項目	現行	見直し後
対象者	身体障害者手帳を所持し、かつ全身性障害がある肢体不自由児者	身体障害者手帳を所持する肢体不自由児者
対象となる外出	通所には原則利用不可。就労や疾病などの理由により介護者が障害者を介護することができず、かつ支給認定会議で認められた場合に限り、(ア)就労継続支援B型施設への通所訓練(3か月以内)(イ)生活介護施設のバスポイントへの送迎(ウ)視覚障害者の自立訓練施設への通所訓練のいずれかの要件で利用可能	現行の(ア)～(ウ)に加え、(エ)本人の高齢化や状況の変化を理由とした自宅と就労継続支援施設間の通所、(ウ)年度途中で施設利用開始や引越など送迎バスの利用ができない場合の自宅と生活介護施設間の通所の利用も可能とする。 ※介護者が障害者を介護することができず、かつ支給認定会議で認められた場合に限り利用可能としていた要件については撤廃する。

(2) 担い手の不足への対応

ガイドヘルパーの質と量を確保する。

項目	現行	見直し後
サービス単価	区独自のサービス単価を設定	処遇改善加算を勘案した障害福祉サービス(国)の報酬単価を参考とする単価を設定。また、30分までの支援に対するサービス単価を1時間までと同額に設定
支給区分	区分は、「軽度＝重度に該当しない」「重度Ⅰ＝身体介護なし」「重度Ⅱ＝身体介護あり」の3種類	「区分A＝見守りのみ必要」「区分B＝時々身体介護あり」「区分C＝常に身体介護あり」の3種類とする。現行の「軽度」「重度Ⅰ」は区分B相当とし、現行の重度Ⅱは区分C相当とする。
ガイドヘルパー	<ul style="list-style-type: none"> 区が知的障害者のガイドヘルパー養成講座を開催 移動支援サービス事業の契約にあたっては、都道府県から障害福祉サービス(居宅介護)事業者の指定が必要 	<ul style="list-style-type: none"> 区が主催する養成講座に加えて、新たに、区の講座も含めた資格取得にかかる受講料と正規採用に至るまでの人件費を助成 障害福祉サービス事業者(居宅介護以外も含む)又は障害児通所支援事業者の指定を受けていれば移動支援事業の契約を可能とする。

(3) その他

項目	現行	見直し後
情報共有等	—	区と事業者、事業者間の定期的な情報共有、研修を行う場を設置

4 今後の主なスケジュール(予定)

令和8年3月 事業者・利用者への周知

4月 サービス報酬単価の改定、契約対象となる事業者の拡大
受講料等の助成事業の実施

6月 利用対象者の拡大

8月 (仮) 移動支援事業者連絡会の開催

令和8年度 移動支援事業の見直しについて

1. 移動支援事業の取組の現況

(1) 事業の概要

移動支援事業は、屋外での移動が著しく困難な障害のある方に対して、余暇活動のための外出や、通学などの際に付き添い、支援をする介助者（ガイドヘルパー）を派遣することにより、地域社会での自立生活及び社会参加を促進するものである。

(2) 杉並区総合計画等における指標（令和4年度～令和6年度）

	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	実績値
利用率	82.00%	72.15%	83.00%	74.33%	84.00%	74.68%
利用者数	1,202人	868人	1,004人	912人	1,067人	947人

(3) 現在の支給区分と対象者像・実績（令和7年3月末時点）

支給区分	対象者像	受給者数	利用者数	利用率	利用回数	利用時間
軽度	重度に該当しない方	144人	67人	46.5%	3,761回	7,138.5H
重度Ⅰ	身体介護等なし	468人	327人	69.9%	27,214回	54,666.5H
重度Ⅱ	身体介護等あり	656人	553人	84.3%	60,240回	98,778.5H
合計		1,268人	947人		91,215回	160,583.5H

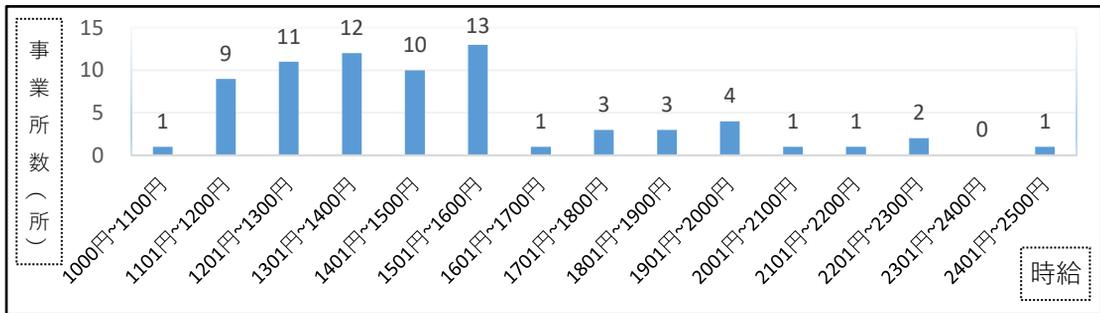
(4) ガイドヘルパーの現況

①ガイドヘルパー人数（契約事業所のみ）の推移

ガイドヘルパー人数 ※()内は契約事業所数	契約事業所の所在	令和5年度 (年度末時点)	令和6年度 (年度末時点)	令和7年度 (R7/5月時点)
	杉並区内	1,333人(84所)	1,483人(86所)	1,491人(88所)
東京都内(杉並区を除く)	2,180人(97所)	2,453人(109所)	2,201人(97所)	
東京都外	117人(11所)	123人(11所)	112人(9所)	
合計	3,630人(192所)	4,059人(206所)	3,804人(194所)	

※ガイドヘルパーは、居宅介護等が行える有資格者であり、一部ガイドヘルパー講座受講により資格を得た者が担う。

②ガイドヘルパーの賃金別事業所数（令和6年度の事業所アンケートより）



2. 事業の見直しに向けた利用者・事業者からの主な意見

利用者側	事業者側
<ul style="list-style-type: none"> ・肢体不自由児者のうち、対象要件に該当しない者でも、移動に困難を感じる者がいる。 ・障害者本人や介護者の高齢化が進み、通所施設への自主通所が困難になって利用できない。 ・ガイドヘルパーが見つからず、利用したくても利用できない。 ・ガイドヘルパーの質に不安を感じる。 ・通学送迎では、1回あたりの上限時間があるため柔軟な対応を受けられない。 など 	<ul style="list-style-type: none"> ・ガイドヘルパーの人数や技術が不足している。 ・他自治体のような加算（処遇改善加算や時間帯加算）がない。 ・居宅介護の報酬単価を準用する自治体が多いが、移動支援は屋外での支援なので、より難易度が高いと感じる。 ・発着点異なる場合の移動時間や交通費、送迎バスの待ち時間は報酬として算定されないため、その分のガイドヘルパーへの賃金は事業所の持ち出しで負担している。 ・30分の支援でも、事業所からヘルパーへの賃金は1時間分で支払っている。 ・移動支援事業のサービス単価が、少なくとも国の報酬単価（処遇改善加算分を含めたもの）相当でなければ、居宅介護等のサービスを優先せざるを得ない。 など

支援の困難度等、支援に対する適正な対価を保証する報酬単価の見直し

1 移動支援事業の報酬単価の見直しの考え方

杉並区の移動支援事業の報酬単価について、その支援内容をより適切に評価することを目的として、国の障害福祉サービスのうちサービス内容が類似する「居宅介護（通院等介助）」等の報酬単価を準用する。また、移動支援事業の報酬単価の見直しについては、今後、原則として、国の報酬改定に合わせて見直すこととする。

なお、支給区分の考え方については、下表のとおり整理する。

Table showing the revision of payment categories. It compares 'Before Revision' (見直し前) and 'After Revision' (見直し後). The 'Before' table lists categories like '軽度', '重度Ⅰ', '重度Ⅱ' with corresponding support levels. The 'After' table maps these to '区分A', '区分B', '区分C' and specifies the calculation method for each, such as '居宅介護（通院等介助）身体介護等なし・処遇改善加算Ⅳ（27.3%）」.

2 現在の移動支援事業の報酬単価と他の障害福祉サービスとの比較

国の公的サービスである「居宅介護（通院等介助）」の報酬単価と現在の移動支援事業の報酬単価を比較したところ、移動支援事業の報酬単価は、いずれも「居宅介護（通院等介助）」の単価を下回っている。

Comparison table between '移動支援' (Mobile Support) and '居宅介護' (Home Care). It shows rates for different support times (e.g., 0.5時間以下, 1時間超) and categories (軽度, 重度Ⅰ, 重度Ⅱ). The '差額' (Difference) column shows that mobile support rates are consistently lower than home care rates.

3 処遇改善加算について

福祉・介護職員の安定的な処遇改善を図るための環境整備とともに、福祉・介護職員の賃金改善に充てることを目的に創設された加算。

杉並区の移動支援事業を受託している事業所のうち、80%以上の事業所が処遇改善Ⅳ以上を付与されていることから、移動支援事業の報酬単価についても、少なくとも処遇改善加算Ⅳ相当分を付与しなければ、居宅介護等、他の障害福祉サービスの報酬単価を下回る。

このため、移動支援事業の報酬単価についても、処遇改善加算Ⅳ相当分を付与する。

Two tables showing the distribution of '処遇改善加算' (Welfare Improvement Allowance) across contracted facilities. The left table is for '契約事業所（全体）' (All facilities) and the right is for '契約事業所（杉並区内）' (Facilities in Suginami Ward). Both show percentages for categories I, II, III, IV, and '不明（都外）' (Unknown/Outside Tokyo), with a total of 81.9% and 89.8% respectively for categories I-IV.

4 報酬単価改正案

新しい報酬単価は、「1 移動支援事業の報酬単価の見直しの考え方」の右表「報酬単価の算定方法」にあるとおり設定する。

また、新区分については、30分までの報酬単価と1時間までの報酬単価を同額とすることで、事業所の持ち出しを軽減させ、より支援に入りやすい環境を整える。

Large table showing the proposed revised rates. It compares '旧区分' (Old categories) and '新区分' (New categories) for '移動支援' and '居宅介護'. It includes columns for '差額' (Difference) and '同行援護' (Accompanying Support) rates, showing how the new rates align with home care and support rates.